

令和7年第9回 新座市教育委員会 定例会
会議録

| | | | | | | |
|------------------|----------------------|---|----------------------|------|--------------|-----|
| 招集期日 | 令和7年9月25日 午後4時 | | | 場所 | 市役所本庁舎304会議室 | |
| 開閉日時 | 令和7年9月25日 午後4時 開会 | | | 宣告者 | 金子 廣志 | |
| 及び宣告者 | 令和7年9月25日 午後4時50分 閉会 | | | 宣告者 | 金子 廣志 | |
| 教育長 | 金子 廣志 | | | | | |
| 委員 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 | 議席番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1 | 小泉哲也 | ○ | 2 | 宮瀧交二 | ○ |
| | 3 | 児玉裕子 | ○ | | | |
| 出席職員 | ①教育総務部長 | ○ | ②教育総務部副部長兼生涯学習スポーツ課長 | ○ | ③教育総務課長 | ○ |
| | ④中央公民館長 | ○ | ⑤中央図書館長 | ○ | ⑥歴史民俗資料館長 | ○ |
| | ⑦学校教育部長 | ○ | ⑧学校教育部副部長兼教育支援課長 | ○ | ⑨学務課長 | ○ |
| | ⑩教育相談センター室長 | ○ | | | | |
| 事務局 教育総務課副課長 生田目 | | | | | | |
| 会議事件名 | 発言者 | 発言の要旨 | | | | |
| 開会 | 教育長 | 令和7年第9回新座市教育委員会の定例会を開会する。 午後4時 | | | | |
| 会議録承認 | 教育長 | 令和7年第8回新座市教育委員会定例会の会議録の承認について質疑はあるか。 | | | | |
| | 各委員 | 承認 | | | | |
| 議案第24号 | 教育長 | 令和7年第8回新座市教育委員会定例会の会議録は承認された。 | | | | |
| | 各委員 | 続いて、令和7年第3回市教育委員会臨時会の会議録の承認について質疑はあるか。 | | | | |
| | 教育長 | 承認 | | | | |
| | 学務課長 | 令和7年第3回新座市教育委員会臨時会の会議録は承認された。 | | | | |
| | 教育長 | 議案第24号「新座市立小、中学校管理規則の一部を改正する規則」についてを学務課長から説明願う。 | | | | |
| | 学務課長 | 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和7年埼玉県条例第27号）及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則（令和7年埼玉県教育委員会規則第23号）が施行された。この改正に合わせ、新座市立小、中学校管理規則の一部を改正するものである。 | | | | |
| | 教育長 | 改正点は2点である。1点目は、校長が定めるものとして、週休日のほかに設ける勤務を割り振らない日を追加する。こちらは第20条第1項関係である。 | | | | |
| | 学務課長 | 2点目は、校長が行うものとして、週休日のほかに設ける勤務を割り振らない日の振り替えを追加する。第20条第2項関係である。 | | | | |
| | 教育長 | いずれの変更も、学校職員にいわゆるフレックスタイル | | | | |
| | 学務課長 | | | | | |

| | | |
|--------|------|--|
| 議案第25号 | 教育長 | ム制を導入するために必要な規則の改正である。 フレックスタイム制については、今後校長への説明、教職員への周知を経て、3学期より運用開始を予定している。 |
| | 学務課長 | いよいよ学校職員にもフレックスタイム制が導入されるということで、その前提となる管理規則の改正ということだが、何か御意見はあるか。 週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日となっているが、時間ではないのか。 |
| | 教育長 | 学校職員の申告によるフレックスタイム制となり、例えば1週間の勤務時間、38時間45分の中で1日勤務をしない日を作つて、その時間を残りの4日に割り振るというようなことも可能になる。 |
| | 学務課長 | つまりその分だけ放課後に超過勤務をするということになるが、実際に子供がない、授業ができないような時間帯に勤務しても意味がない。どのように解釈すればよいか。 |
| | 教育長 | まず、今回このフレックスタイム制の申告においては、学校運営に支障を来さないという条件があり、担任をしている教員であれば、児童生徒が学校にいる時間は、基本原則として勤務時間を外れることになっているので、恐らくこの割り振らない日を設ける事例としては、7月の1か月の中で前の3週間に勤務を固めて、最後の1週間に勤務を割り振らない日を集中的に設けるといった割り振りのパターンが考えられる。また、割り振りが1週間単位だけではなく、1週間から4週間の中で割り振りが可能なので、子供たちが登校しない日に自分の勤務しない日を当てることも考えられる。 |
| | 学務課長 | 7月に7時間45分勤務すべきところを9時間勤務して、それをためて授業のない日に休むことが可能になったということか。 |
| | 教育長 | そうである。 |
| | 学務課長 | 学校運営上支障がないから、校長は認めるということか。 |
| | 教育長 | そうである。学校運営上というのは、授業以外にも校内研修の予定や出張の予定等もあるので、そういうところを総合的に判断して校長が認めていくということである。 |
| | 教育長 | 他に質疑はあるか。なければ議案第24号を承認としてよいか。 |
| | 各委員 | 承認 |
| | 教育長 | 議案第24号を承認する。 |
| | 教育長 | 続いて、議案第25号「新座市立小、中学校職員服務規程の一部を改正する規程」についてを学務課長から説明願う。 |
| | 学務課長 | こちらについては、先ほどの第24号同様の条例及び |

| | | |
|-----|------------|--|
| | | 規則が施行されたので、この改正に合わせて服務規程の一部を改正するものである。 改正点は1点である。 病気休暇の承認に当たり医師の証明書等が必要な連続する8日以上の期間の病気休暇において、要勤務日を算定する際に週休日のほかに設ける勤務時間を割り振らない日を除外する期間に加えた。こちらは第10条の5(1)関係であり、フレックスタイム制の導入に伴って規則を整備するものである。 |
| | 教育長 | つまり、例えば8日以上の病気休暇を取る際に、そこにフレックスで生じた1日の勤務を割り振らない日が入っていたとすると、その日は除外するという解釈でよいのか。 |
| | 学務課長 | そうである。 |
| | 教育長 | 従来であれば9日間として病気休暇を取るべきところを、除外するから8日間になるということか。 |
| | 学務課長 | そうである。 |
| | 教育長 | 年次有給休暇の場合は本人からの申請があれば授業があっても承認しているが、このフレックスタイムの割り振り変更は、職員が申告した際、校務運営上支障があるから、授業があるからという理由で断れるのかという懸念がある。 |
| | 学務課長 | 有給休暇の取得の権利の部分とは、こちらのフレックスタイム制というのは性質を異にしており、事前の計画書の提出に基づくものとなる。明日はちょっと休みたいからフレックスでというようなことではなくて、前もって提出をした計画に基づいて勤務を割り振るという性質のものであるので、そういういた懸念は当てはまらないと考えている。 |
| | 教育長 | 勤務時間の割り振りそのものが校長の権限なので、当該職員が恣意的にこの日にというものではなく、考え方としては校長がそこに割り振らない日を決めていくという考え方ということである。 |
| | 各委員 教育長 | 他に質疑はあるか。なければ議案第25号を承認としてよいか。 |
| | | 承認 議案第25号を承認する。 |
| 諸報告 | 教育総務課長 | 教育総務課から名義後援の承認について報告する。 新座ハーモニカクラブ「エコー」から申請があった新座ハーモニカクラブ「エコー」第30回演奏会をはじめとして13件の事業に対して名義後援を承認した。 |
| | 中央図書館長 | 中央図書館から2件の報告をする。 ① 令和7年度図書館要覧についてである。この要覧は、新座市立図書館の概要及び基本的な統計のまとめになつ |

| | |
|-----|---|
| | <p>おり、令和6年度の図書館資料の所蔵状況や利用状況、年間の講座等の実施状況等を掲載したものである。参考に御覧いただきたい。</p> <p>② 来月行う市制施行55周年記念絵本講座について、9月2日から申込みが開始されたので、御案内させていただく。</p> <p>来月10月11日土曜日に、児童文学作家の斎藤惇夫先生による講演会を実施する。今回の絵本講座については、子供の成長と本についてをテーマにお話をいただく。昨今のデジタル、SNS社会において、子供の成長にどんな影響があるのか、物語が子供の成長になぜ必要なのか等お話しいただく予定である。</p> <p>児童文学界では大変御高名な先生なので、委員の皆様や学校の先生方についても、申し込んでいただきたい。</p> <p>申込み対象も、チラシには新座市の在住、在勤、在学とあるが、市外の方も申込み可能とした。今後も市制施行55周年記念事業として、様々な事業を行っていく予定である。</p> <p>以前、長岡で開かれた教育長会議で斎藤惇夫氏の講演を聞いたが、すばらしい講演だった。出身は長岡市だが、さいたま市在住と聞き、是非こういう講演の機会を設けたいなというふうに思って館長にお話ししたところ、実現に至ったということで、大変うれしい。私もぜひ聞きたい。</p> |
| 教育長 | <p>教育支援課から3件の報告をする。</p> <p>① 令和7年度全国学力・学習状況調査の結果についてである。本調査は、令和7年4月17日木曜日に小学6年生と中学3年生を対象に全国一斉に実施された。今年度は、小学校で国語、算数、理科、中学校で国語、数学、理科の調査が実施された。なお、中学校理科の調査については、一人1台端末を活用し、CBTで実施されたことに伴い、結果については100パーセントを上限とした平均正答率ではなく、500を基準としたIRTスコアで表記がされている。</p> <p>新座市の今年度の状況については、教育支援課諸報告①ー1にお示しした。市や県の平均正答率は、正数での公表とされ、国の平均正答率のみ少数第1位までの公表とされている。これは、各都道府県の順位にのみ注目するのではなく、児童生徒の各教科における指導事項の定着度を丁寧に分析し、各校の授業改善に生かすことが大切であることを強調するものである。</p> <p>小学校については、平均正答率や平均正答数から、国や県とほぼ同程度の学力であると分析することができる。</p> <p>各教科の領域や評価の観点に注目して詳細に分析してみると、国語では知識及び技能の各項目や話すこと、聞</p> |

くこと、書くことの正答率が全国の平均正答率を上回つておき、唯一読むことの領域に課題が見られた。

算数では、データの活用を扱った問題の正答率が全国の平均を上回ったが、図形、測定の領域に課題が見られた。

理科については、4つの領域のうち3つの領域で全国の平均正答率を上回ったが、エネルギーを柱とする領域については課題が見られた。

国語の情報の扱い方、また算数のデータの活用については、これまで課題として御報告することの多かった領域だったが、令和6年度から正答率が大きく向上しており、新座の学力の強みとなっている。各校で一人1台端末が効果的に活用されていることが要因と分析している。

また、理科では思考、判断、表現の資質、能力を測る問題で、全国の平均値を2ポイント上回る正答率となつた。問題形式別に見ると、記述で回答する問題の正答率が非常に高かったことから、子供たちが主体的に考え、自分自身の言葉で表現する場面が日常的に保障された授業改善が確実に推進されていることが分かった。

中学校についても、平均正答率、また平均正答数の状況から、国や県とほぼ同程度の学力であると分析している。国語、数学、理科ともに、平均正答率において国や県との差が縮まっていること、また新座市内の中でも学校間格差が少なくなってきたことから、電子黒板や授業支援アプリ、ロイロノート・スクール等を活用した授業改善が、どの学校でも効果的に推進されていることが分かった。

各教科の領域や評価の観点に注目してみると、国語では読むことの正答率が高く、話すこと、聞くこと、書くことに課題が見られ、小学校とは逆の結果となっている。思考、判断、表現の資質、能力を測る問題の正答率に課題があったことを踏まえ、詳細な分析が必要であるを感じている。

数学では、図形やデータの活用については全国とほぼ同程度の正答率だったが、数と式、また関数の領域に課題が見られた。知識、技能の定着に課題があることから、それぞれのつまずきの状況に応じてキュビナ等を活用して基礎、基本を定着させる機会を充実させる必要がある。

理科では、正答率では4つの領域全てで全国の平均を上回ったが、IRTスコアを見ると全国や県のスコアを下回ったこと、また知識、技能の正答率は高いが、思考、判断、表現の正答率が低いといった状況から、問題別の正答率やどの解答類型にも該当しないような解答、また無解答であった状況等を詳細に確認し、より各校の課題に応じた授業改善が必要であると分析している。

資料①-2には、正答数の分布を示したグラフをお示

ししている。棒グラフが本市の児童生徒、折れ線グラフがひし形のマークが全国、三角のマークが埼玉県の状況を表している。小学校、中学校とともに概ね全国や県と同様の状況にあることが分かったが、中学校の数学について、15問中3問から5問程度しか正答できなかった生徒の山が大きくなっていること、また数学に限らず1問も正答することができなかつた児童生徒が各教科にいることについて、詳細な分析と指導の個別化の充実が必要であると考えている。

なお、質問紙の調査結果からは、「困り事や不安がある時に先生や学校にいる大人にいつでも相談できる」と回答した割合が、小学校、中学校とも昨年度に引き続いて国や県の値を大きく上回っており、子供たちと教員との信頼関係が構築されていることが分かった。

また、「授業でICT機器をほぼ毎日活用した」と回答した割合が、全国と比較して小学校は約2.8倍、中学校は約2.6倍と非常に高い結果が出ている。ICT機器を活用して学びを充実させていることを、授業者だけではなく学習者自身も強く自覚していることが分かった。

② 令和7年度埼玉県学力・学習状況調査の結果について報告する。県の調査は、小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象に、小学校では5月8日、中学校では5月8日、9日、13日の3日間に分けて実施した。

今年度も端末を使ったCBTの調査で、小学校は国語、算数の2教科、中学1年生は国語、数学の2教科、中学2年生と中学3年生は国語、数学、英語の3教科について調査が実施された。

今年度の本市の結果については、教育支援課諸報告②の通りである。

本調査は、学力のレベルを1から12の12段階に分け、それぞれのレベルをA、B、Cの3段階に分けて測定することで、児童生徒一人一人の学力の伸びが確認できるものである。数値が大きいほど学力レベルが高く、各レベルではA、B、Cの順に学力が高いことを表している。

平均正答率に注目すると、中学3年生の数学で県の平均を2.8ポイント下回ったが、その他については全ての学年、教科で県と2ポイント以内の正答率の範囲にあり、平均的な学力であると分析することができる。

令和5年度には、ほとんどの学年、教科で県の平均正答率を下回っていた状況を踏まえると、昨年度、また今年度と、順調に平均正答率が向上している状況である。

学力レベルに注目すると、中学3年生の数学のみ県のレベルを下回ったが、その差は1段階であり、昨年度から1段階ではあるものの、伸びは確認できている状況で

| | | |
|--|--------|---|
| | | ある。その他の各学年、各教科については、県と同等かそれ以上の学力レベルにある。 昨年度からの学力の伸びに注目すると、先ほど説明した中学3年生の数学、また小学6年生の国語については、県より1段階少ない伸びとなつたが、1段階は確実に伸びていることが分かった。その他の各学年、各教科については、県と同等かそれ以上の伸びが見られた。 |
| | 教育長 | ③ 最後に、令和7年度のコンクール等受賞者について報告する。資料は今年度9月までに受賞が確定した児童生徒を示している。9月17日水曜日に開催された朝霞班の英語弁論・暗唱大会では、新座市の代表として出場した生徒のうち、第四中学校の杉原さんが暗唱の部で第1位となった。また、第三中学校の高堰さんが同じく暗唱の部で第3位を受賞した。今後も、各コンクールの結果が確認でき次第、報告する。 |
| | 教育支援課長 | 全国学力・学習状況調査と埼玉県が行っている学力・学習状況調査の結果が報告されたが、これについて質疑はあるか。 学校ごとの学力の状況も分析していると思うが、これらについての傾向はどうか。 |
| | 教育長 | 先ほど御説明したとおり、中学校については学校間格差が少なくなってきたことや、これまで全国や県と比べると、平均正答率マイナスであったものが、ほぼ全国、県と同等に向上してきている状況である。 小学校についても、平均正答率に注目すると、順調に向かっている状況であるが、一方で学校間格差に課題があると感じている。各学校の状況について丁寧に分析をし、学校ごとの支援の在り方をまた見直していく必要があると思っている。学校訪問の機会等に反映していきたい。 |
| | 教育支援課長 | 今議会でも、学力について一般質問があったので、私のほうからお答えしたが、中学校の学校間格差というのはかなり縮まってきて4ポイントぐらいだが、小学校は平均値の格差が18ポイントぐらいある。この状況を何とか是正したいと思う。 |
| | 教育長 | 棒グラフで国語や理科は極めて理想的な正常分配曲線の山が上位にあり非常によい方向だと思うのだが、数学の棒グラフが極めて気になる。これはどう分析しているのか。 |
| | 教育支援課長 | これは私も見たことのない形だったが、全国と県の状況を見ても、やはり同じ状況にある。 |
| | 教育長 | 問題が難しいということか。 |
| | 教育支援課長 | かなり難しかったのではないかと思う。問題の分析が必要と考えている。 |
| | 教育長 | もう一つ気になっているのは、中学校の国語については見事な正常分配曲線を描いており、正答数が2問以下 |

| | |
|------------|--|
| | <p>の群は極めて少ない状況だが、数学を見ると、全く手も足も出ない子が 33 人もいる。1 問しか解けないのが 71 人、2 問しか解けないのが 81 人いる。これはゆゆしき問題だと思う。このような傾向は小学校にもある。例えば小学校の算数についても、全然手も足も出ない子が 13 人、1 問しか解けない子が 32 人いる。これは何故なのだろうと思う。国語についても零問が 7 人もいる。全く手も足も出ない子が 7 人もいるというのはどういうことか。</p> |
| 教育支援課長 | <p>受験を希望したものの、問題自体が理解できていない子が一定数いるのではないかと思う。以前、無回答の問題の分析をしたときに、手が出なかったお子さんがいる一方で、自分の回答に自信が持てず最後に回答を消してしまって無回答の判定になっているというお子さんが一定数いることが分かった。そういうお子さんについて、自分ができるところまで一生懸命書くような指導や、分からなかった時にどこが分からなかつたのかを明確にして、協働的に学んでいくような授業づくりが必要なのかなと感じた。理科についても無回答や正答数の少ない状況が見られるため、個別にどのような状況だったのかを確認して、個々に応じた指導が必要と思っている。</p> |
| 教育長 | <p>国はガイドラインを示していないのか。例えば外国から転入して、問題を読み取ることもできないような子について、翻訳器を使ってやっているような学校もあるが。その辺のガイドラインみたいなものを国は示していないのか。</p> |
| 教育支援課 | <p>ガイドラインというか、一応ルビつきの問題を希望すれば使うことができるようになっている。ただ、受験中には声をかけるわけにいかないので、それを使ってそのお子さんがどの程度理解できているかは、やはり個々の状況によるのかなと思う。</p> |
| 教育長 | <p>毎回手も足も出ないような状況にさらされている子供の気持ちを考えると、どうなのだろうと思ってしまう。</p> |
| 教育支援課長 | <p>令和 9 年度からどの教科も CBT に変わっていくが、そうなるともう少し映像で見て問題を理解したり、耳で聞いて問題を理解するということも可能になってくるのかなと思う。国の動向に注目していく。</p> |
| 教育相談センター室長 | <p>教育支援センターから 2 件の報告をする。</p> <p>① 令和 7 年度 1 学期における長期欠席児童生徒数について報告する。</p> <p>小学校についてだが、病気で欠席している児童が 7 名、昨年度の同期と比べて 9 名減っている。</p> <p>一方で不登校については、1 学期末までで 72 名となっており、昨年度同期と比べて 17 名増となっている。増加した理由であるが、令和 6 年度の年度末の調査と比</p> |

| | | |
|-----|-----------|--|
| その他 | 教育長 委員 | <p>較したところ、体調不良による欠席が続いている児童について、令和6年度は病気による欠席でカウントしていたものの、欠席が長引いたことで、ほかの不安などの要素が加わり、今年度1学期には複合的な理由のある不登校に移行した子が数名いたことが影響したと考えている。</p> <p>学年で見ると、学年が上がるにつれて人数が増えており5、6年生が多い。また女子が比較的多いような状況になっている。要因としては、先ほどの病気による長期欠席の児童が不登校に切り替わったことに加え、新規の不登校が増えている実態があり、5年生で新規の不登校の児童が多く見られている。</p> <p>不登校の要因について、昨年度は無気力に加えて学校生活に関するものが増えた傾向にあったが、今年度は無気力、不安、抑鬱、いじめ以外の学校生活に関するもの、家庭生活に関するものが昨年度と同様多くなっているような傾向がある。</p> <p>中学校については、長期欠席者は昨年度から4名増の147名となっている。不登校は128名で昨年度と比較すると3名減っている。どちらも大きな変化はないものの、ここ数年150名前後で推移していることから、高止まりの状況にある。</p> <p>中学校の不登校の要因についてだが、無気力、不安、抑鬱が68名で最も多く、次いでいじめ以外の人間関係、家庭生活に関するもの、学校生活に関するものといった内容が続いている。また、昨年度までと比較して、その他学校生活に関するものが減っている傾向にある。特徴のこととして、家庭生活に関する悩みから不登校になっている生徒が増えていることが挙げられる。</p> <p>不登校対策については、ふれあいルームやとことこぶらすのへや、ムササビルームといった教育支援ルームでの居場所づくり、スクールソーシャルワーカーの増員による家庭への支援などの拡充を行っているところである。それらに加えて、学校には行けるけれども、教室に入れない児童生徒が学校で居場所をつくれるように、市として校内支援ルームの設置を進めている。令和7年度は、第二中学校、第五中学校、新開小学校、池田小学校が年度当初から運用を開始しており、その他の学校においてもかなり多くの学校が、学校独自の努力で設置を進めている状況である。利用数は少ないものの、効果があるという声も聞こえてきているところである。</p> <p>今後も体制を整えていき、学校の中に安心安全な居場所をつくる支援を推進してまいりたい。</p> <p>② いじめの重大事態報告について【非公開】</p> <p>全体を通じて御意見等あるか。 今年は観測史上前例のない猛暑だったが、部活動やそ</p> |
|-----|-----------|--|

| | | |
|----|--------|--|
| | 教育支援課長 | の他の活動において、熱中症等での救急搬送ということはなかったか。体温を超えるような状況になっているがマニュアル等はあるのか。 |
| | 教育長 | 新座市で運動指針を出しており、学校にはかなり厳しく守っていただいている。そのため体育の授業等に影響はあったと思うが、命最優先ということで守っていただいて、大きな事故等ではなく、無事に終えることができた。 |
| | 教育支援課長 | 校庭のところに計測器が設置してある。どの学校も一定の数値を超えると校庭で遊ぶことも中止している。 |
| | 教育長 | そうである。休み時間も同様の対応をしている。 |
| | 委員 | 子供たちが休み時間も校庭で遊べないという事態は起きたが、熱中症を避けるためには仕方ない。ただ、体育館にエアコンが入ったので、体育館で遊ぶことができたと思う。 |
| | 教育長 | 体育館にエアコンが入ったのは効果が大きい。 |
| | 委員 | エアコンがないととにかく暑くて夏は体育館に入れないと。 |
| | 教育長 | 学校にいる時だけが勝負ではなくて、家庭での過ごし方の延長に学校という時間がある。熱中症は寝不足や栄養状態も大きく影響する。家庭や学校でうるさいと言われようが、臆病だと言われようが、後で後悔するよりは命を守るために必要と思う対策をしていくべきだと私は思っている。 |
| | 教育長 | 熱中症は命に関わることなので、十分注意しないといけない。この暑さが与える教育への影響はすごく大きい。例えば以前は、夏休みに入ってから8月上旬くらいまでが水泳の指導期間だったが、それももう今はできない。プールがお湯になってしまい、プールサイドは座っていると低温やけどしてしまう。 |
| | 委員 | 夏休みは通学班もないで、暑い中、水泳のために個人で歩いて来る途中で何かあったときの対応もできない。 |
| | 教育長 | 本当に大きく様変わりしており、様々な活動ができないくなっている。 |
| | 委員 | 引き続きよろしくお願ひする。 |
| | 教育長 | 他に御意見等はあるか。なければ、次回の会議日程を確認する。 |
| | | 令和7年第10回定例会を令和7年10月22日水曜日、午前9時30分から開催予定の教育懇談会終了後に大和田公民館で開催する。 |
| | | これをもって令和7年第9回の新座市教育委員会定例会を閉会する。 |
| 閉会 | | 午後4時50分 |

以上、会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するため署名する。

教 育 長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員

書 記